

コスモスだより

コスモス法律事務所

- 住 所 〒860-0081 熊本県中央区京町本丁8番28号
- 電話番号 096-351-8585
- FAX 096-351-8595



弁護士
高木百合香

2017年4月からコスモス法律事務所に加わりました、高木百合香です。

大牟田市の弁護士法人しらぬひに5年間在籍し、事務所で唯一の女性弁護士として、精神的DVの被害を受ける女性、親権・監護者の変更、犯罪被害者の支援など、子どもや女性に寄り添った弁護士を目指し、取り組んできました。

コスモス法律事務所でも、大牟田での経験を活かしさうに深めて、熊本の皆さんに愛される弁護士を目指しています。

また、犯罪被害者支援委員会（熊本県弁と日弁連）にも所属し、犯罪被害の方やそのご遺族にも積極的に支援を行っています。

2017年10月に滋賀県大津市で開かれた人権擁護大会にはバックアップ委員として参加し（写真）、被害

者支援の不十分さと、さらなる支援の必要性を実感したところです。

プライベートでは、5歳の息子がおります。

そんな息子、最近は自我の芽生え。保育園行きたくない病やお出かけしたい病、鉄道好き好き病などを併発しています。

出かけた先で泊まれるのが好きで、私の出張先にできるだけ付き添ってくれます。弁護士会のイベントでは無料の託児（臨時の保育園）が設置されることも多いので、ママが仕事の間は保育園で、仕事が終われば遊びに行くと分かって、出張先の保育園でのびのび楽しんでいます。2人でのプチ旅行が楽しみ、かつ癒しです。

晴れてコスモスの一員となって早1年8か月。塙田弁護士、矢澤弁護士、4名の事務局とともに、コスモスが熊本の皆さんに愛される事務所になるよう全力で邁進してまいりますので、これまで以上のご愛顧をよろしくお願いします。



支払督促という手続

弁護士 塩田直司

支払督促という手続きがあります。金銭の支払等を求める時に使用しますが、相手の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に申し立て、書類審査なので、訴訟の場合のように裁判所に来る必要はありませんし、手数料は、訴訟の場合の半額で済むという手続です。

債務者は支払督促を受け取ってから2週間以内に異議の申立てをしなければ、裁判所は、債権者の申立てにより、支払督促に仮執行宣言を付さなければならず、債権者はこれに基づいて強制執行ができるようになっています。仮執行宣言付支払督促に対する異議の申立期間は、その仮執行宣言付支払督促を受け取ってから2週間以内にしなければなりません。

ところで民事訴訟法396条は支払督促の効力として「仮執行の宣言を付した支払い督促に対し督促異議の申し立てがないとき、または督促異議の申立てを却下する決定が確定したときは、支払督促は、確定判決と同一の効力を有する」と規定しています。確定判決とは通常の訴訟手続における確定した判決の意味です。この条文の体裁からすると判決と全く同じ効果を与えているかのようにも読めますが、全く同じ効果が与えられているというわけではありません。訴訟における確定した判決には既判力という効力が認められ、一度確定判決をうけた事項については当事者も裁判所もそれと矛盾する訴えや主張や裁判を行うことができないことになります。それで確定した仮執行宣言付き支払督促の場合も、これと異なる訴えや主張ができなくなるのではないかと思われるかも知れません。しかし、書類審査だけで書記官がおこなう支払督促には既判力はないとされています。

以前は支払命令という制度がありました。これが廃止され、支払督促という手続が新設された時に、民事執行法も同時に改正され、民事執行法の旧35条2項に「仮執行宣言を付した支払命令についての

異議の事由はその送達後に生じたものに限る」と規定されていたものを削除していることに、支払督促に既判力がないことが顕れているのです。

この意味は、どういうときに違いが出てくるかですが、例えば、消滅時効期間が経過した後に貸金の返還を求める支払督促を出され、その後の仮執行宣言付支払督促に異議を出さなかった場合と、消滅時効期間経過後に貸金の返還を求める訴訟が提起されたにもかかわらず、裁判所に出頭せず支払を命ずる判決が確定した場合などに違いが出てくると思われます。訴訟が起こされ判決が確定した場合には、たとえその前に消滅時効の期間が経過していたとしても、後に消滅時効の主張はできません。しかし支払督促の場合には、支払督促に既判力はありませんから、後に消滅時効の主張が可能となるはずです。これと似ているものに、時効期間完成前に仮執行宣言付支払督促がなされ、異議を述べなかつた場合がありますが、この場合には時効完成前に時効中断が生じており消滅時効は完成していないことになります。

裁判所から送られてきた書類については、放置しておかないとすることが大切ですが、放置してしまったために仮執行宣言付支払督促が仮に確定していたとしても、1度弁護士に相談されることが必要だと思います。





刑法改正

弁護士 高木百合香

性犯罪は「魂の殺人」とも言われ、被害に遭つた方へ生涯にわたつて暗い影を落とします。

それなのに、これまで実態を理解されずに被害そのものを軽く見られたり、被害者に非があるなどとして加害者が厳しく罰されてこなかつた現実があります。

しかし、裁判員裁判が導入され、一般の方の意見が裁判に反映されるようになってから、性犯罪の加害者に科される刑が重くなる傾向にあります。そしてついに、その流れは法改正という動きまでつながりました。

1907年（明治40）年に制定された刑法が、性犯罪について110年ぶりに改正されたのです。

2017年7月13日から施行されており、改正のポイントは4つです。

1. 「強姦」罪から「強制性交等」罪に（刑法177条）

例えば、これまで強制わいせつとして処罰されていた口淫や肛門性交も、強制性交罪（刑法177条）として処罰されます。

また、被害者は女性に限定されず、「13歳未満の者」も「13歳以上の者」も、およそ人間であれば被害者になりますので、男性や同性間の被害者と言えども泣き寝入りの必要はありません。

2. 非親告罪に

これまで、強制わいせつや強制性交（旧名 強姦）等の性犯罪は、告訴がなければ裁判できませんでした。裁判による被害者のプライバシーの問題など負担となることから、被害者の意思を尊重してという理由からでした。

しかし、加害者への処罰を求めるかを被害者が決めなければならないことのプレッシャーや、告訴による逆恨みの危険などから告訴を断念する被害者が少なくありませんでした。被害者の意思は、告訴という方法でなくとも確認できますし、現に検察官が起訴するか判断する際には、被害者の意向は当然踏まえられます。

今回の法改正により、被害者に告訴するかの選択を迫ることなく起訴ができるようになりました。

3. 監護者による強制わいせつ・強制性交等は暴行脅迫がなくとも処罰（刑法179条）

日常的に子どもと暮らしている実親・養親など（監護者）が、子どもが監護者に経済面・精神面で頼っている（依存している）状況に乗じて、その子にわいせつ行為や性交を行う者がいます。

このような場合には、強制わいせつ罪（刑法176条）や強制性交等罪（刑法177条）で罰するためには「暴行」「脅迫」が必要です。しかし、「監護者」による性犯罪は、「暴行」や「脅迫」がなくとも、それらの罪と同じように処罰されるということが新たに規定されました（刑法179条）。

『親が娘に手を出すはずがない』という思い込みがありますが、実は監護者による性犯罪は決して少なくありません。被害者から相談を受けた方は、それ自体を否定することなく、親身に相談を聞き、適切な機関にご相談ください。

4. 刑の引き上げ

改正前の強姦罪の法定刑は、3年以上の有期懲役とされていました。

今回の法改正によって、強制性交等罪の刑が5年以上の有期懲役とされ、刑の下限が2年も引き上げられました。

また、改正前の強姦致死傷罪の法定刑は無期または5年以上の有期懲役とされていましたが、改正された強制性交等致死傷罪は無期または6年以上の有期懲役とされており、下限が1年引き上げられました。

性犯罪は「魂の殺人」とも言われる重大な犯罪です。それが刑の重さに反映した改正となりました。

とはいえ、まだまだ被害者のための制度は発展途上であり、これからも改正があるはずです。

ご自分が被害に遭つた時、被害者の味方となる、どのような法律・制度がほしいですか？

想像力を働かせて一緒に考えていきたいと思います。



刑事手続きの制度が変わりました

弁護士 矢澤利典

1. はじめに

刑事訴訟法とは、国家が国民に刑罰を科す手続（これを刑事手続といいます）を規律する法律をいいますが、2016（平成28）年5月に、この刑事訴訟法を改正する法律が成立しました。

改正法の施行時期は4段階に分けられ、2018（平成30）年10月現在、第3段階まで施行されています。

その多くは、検察官と対峙する被告人の防御権を守り、刑事手続をより適正なものにする方向に向かうものということができます。他方、刑事手続に協力する証人をより保護する改正も行われています。

2. これまで施行された改正について

(1) 起訴され被告人となった者は、勾留（身柄拘束）されている場合、保釈を求めるることができます。これまで、「罪証を隠滅するおそれ」が過度に重視されていましたが、改正によって、被告人の健康、経済、その他社会生活上の不利益なども考慮されることとなり、保釈がより認められやすくなりました。

(2) 刑事手続においては、捜査機関が集めた証拠には、被告人に不利なものだけではなく有利な証拠も存在します。今回の改正によって、手続で押収された証拠物の一覧を開示してもらうことが容易となり、これらの証拠へのアクセスがより行いやすくなりました。

(3) 今回の改正によって、すべての証人の氏名や住所を弁護人や被告人に秘匿する方策が制定されました。これにより、証人の保護が厚くされました。他方で、被告人側の証人への反対尋問を行う権利の制限にもつながる問題を孕んでいます。

3. 今後施行が予定されている改正について

(1) 被疑者国選の拡充

従前、身柄拘束を受けている被疑者（犯罪の嫌疑を受けている者で起訴される前の者を指します。）にも、一定程度を超える罪については国選弁護人が付されていましたが、今回の改正によって、器物損壊や死体遺棄など刑の軽い事件を含む、すべての犯罪の被疑者が

国選弁護人の対象となりました。

特に、殺害の疑いのある者に対し、捜査機関が（国選弁護人がつかない）死体遺棄で身柄拘束をして、取り調べを進めて自白をとる、という問題が従前指摘されていましたが、この改正でこの問題もある程度解決することになると思われます。

(2) 協議・合意制度および刑事免責制度

これは、共犯事件において、共犯者からの供述を得る手段として設けられた制度であり、証拠を得るために有効な手段という面を有する反面、共犯者による引込み供述を誘発する恐れも指摘されています。

まず、協議・合意制度とは、被疑者や被告人が、他人の「特定の犯罪」事実について一定の協力をすることと引換えに、検察官が裁量の範囲内で、処分や訴追に関する恩典を与えることを両者が合意する制度です。この「特定犯罪」は、薬物銃器犯罪を中心とする組織的犯罪と、経済犯罪に限定されています（法350条の2）。

次に、刑事免責制度とは、証人が証言をするにあたって犯罪に問われる恐れを理由に証言を拒否することを認めない制度です。他方、そこで得られた証言は、「証人自身の刑事事件」において証拠とすることができます（法157条の2、157条の3）。

刑事免責制度では罪名による対象事件の限定はなく、合意によることを前提ともしていません。

(3) 取り調べの可視化

これは、来年施行が予定されている制度ですが、裁判員対象事件など一定の事件について、取り調べの全過程において録画が義務付けられる制度です。

これにより、可視化が義務付けられている事件においては、密室での自白の強要という問題は解消されてゆくことが期待されます。

「塩田監督の還暦を祝う会」

2018年1月30日、熊本ホテルキャッスルで、当事務所の所長、塩田直司弁護士が監督を務めるボルケーノ熊本（熊本県弁護士会の有志が集う野球部）が主催する、「塩田監督の還暦を祝う会」が盛大に開催されました。

矢澤弁護士を含む実行委員会では、塩田監督にナイショでこの会の準備を進めていて、当日は、馬場啓弁護士と松下マネが、塩田監督の得意なUFOキャッチャーに誘い出し（時間稼ぎのつもりが、その間にブラックサンダーを箱ごとゲットする監督なのでした…）、午後7時に塩田監督入場、そして開宴。

入場の時には、突然のサプライズに一瞬のけぞった塩田監督でしたが、さすがの状況把握力でした。

会は、野村弁護士の司会のもと、松崎先生（総監督）の乾杯で始まり、板井俊介元キャプテンからのコミカルなお言葉、宮田（当時の）会長からの祝辞、神奈川の長谷山弁護士・元嶋弁護士からのビデオメッセージなど、塩田監督と関わりの深い方々からの温かい時間でした。

園田理美弁護士製作のビデオも流れた後、最後に、塩田監督の妻、藤田光代裁判官（以前は当事務所の弁護士でした）によるラブレターが読みされました。ラブレターの最後「野球で忙しいのはいいけど、たまには私も遊んでください」には、連れ添って30年以上とは思えない初々しさが…？ 会場からも、おーっ！とどよめきが起きました。

お祝いの品として、赤いチャンチャンコならぬワインレッドのボルケーノジャンパーが、北野誠キャプテンより贈られました。実行委員会で、あーでもない、こーでもないと議論の上で決められたものだそうです。

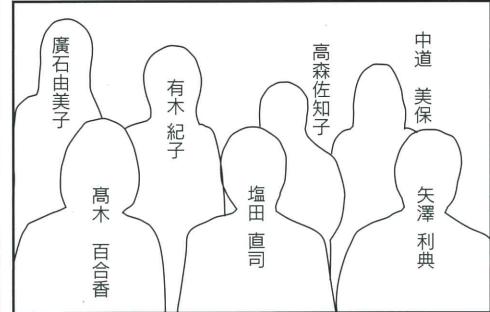
各地の弁護士会に野球部がありますが、ボルケーノ熊本では毎年全国大会の優勝を目指して練習やメンバー集めにがんばっています。弱小のローヤーズから始まり、気を引き締めるべくボルケーノ熊本に改称。そこからは破竹の勢いで平成20年に全国大会準優勝を果たしました。けれど以来、停滞期が続いているとのこと。

当事務所にお越しの際は、塩田監督、矢澤弁護士へ、野球もがんばって！とエールをよろしくお願ひします。

（高木百合香）



本年もどうぞよろしく お願い申し上げます。



● 事務員 有木 紀子 ●

長女が某ガラスメーカーに就職して、某自動車会社をお客さんとして勤め始めて1年半、今では随分遅しく仕事をこなしているようですが、当初は「インドネシアの工場が製作に失敗して納期に間に合わない」「防曇ガラスのプレゼンうまくいくかな?」等々、時々“泣き”?の電話が入っていました。今まで意識したこともない車のガラスも、開発や流通や営業等こんなにも多くの人の熱い思いの上に商品化されていたんですね。我が家初の企業人のおかげで、何気なく使っていた様々な「モノ」を見る目が少し変わりました。

● 事務員 高森佐知子 ●

主人は物を大切にするため、なかなかモノを処分しません。Tシャツなども襟がヨレヨレで、穴が開いていても、あまり捨てようとはしません。確かに、このヨレヨレは、いい具合に着心地がいいのです。

自分が大切だと思っているモノを大切な人に渡したいとの感覚だったので、主人が中学生の頃に着ていたTシャツを私におさがりでくれようとした時はとても驚きました。私はモノに執着がないので、そんな私たちの衣替えは毎年大変です。

● 事務員 中道 美保 ●

私は納豆が大好きで、オクラを入れたり、焼きのりを入れたりして、毎日食べています。ここ数年の納豆の人気は高く、昨年は過去最高の売上げで、納豆嫌いが多いとされている関西でも売上げが伸びているそうです。スーパーの納豆コーナーで「S-903」の強そうなパッケージが気になっていたのですが、S-903納豆菌は外の納豆菌に比べて、免疫に対する機能性が約1.5倍だと。パッケージだけでなく中身も強そうですね。

● 事務員 幕石由美子 ●

2年前から、犬を飼いはじめました。この犬がなかなかツワモノで、かみ癖があつて、言うことを全然聞かなくて、手に負えませんでした。7歳の娘は、何度も泣かされてきました。そんなわが家のあばれんぼうも、しつけ教室のおかげで、かなりガマンできる子になりました。まだまだ先は長いですが…。

しつけって、本当に根気が必要ですね。言葉の通じない犬相手のトレーニングをしていると、言葉が通じる子どもはまだ楽なんだろうなあ、とつくづく感じました。娘はただいま反抗期真っただ中(?)ですが、くじけず頑張ります。

編集後記

平成28年2月以来のコスモス便りです。その間に熊本地震がありました。また金子弁護士が事務所を退所し弁護士資格を保有する形式で熊本市職員となり、入れ替わりに高木弁護士が入所するという弁護士の異動がありました。

相続関係の民法改正や債権法の改正などありますが、今後も市民の皆様の役に立てるよう事務所一同精進を重ねますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

平成31年1月吉日
コスモス法律事務所

コスモス法律事務所

- 住所／〒860-0081 熊本市中央区京町本丁8番28号
- 電話番号／096-351-8585 ●FAX番号／096-351-8595
- 電話受付時間／月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時(但し、FAXは24時間受付)
- 備考／ご相談の際は、必ず電話での予約をお願いします。
- ホームページ <http://www.cosmos-law.com/>